

滝上町からのお知らせ（3月22日現在）

新型コロナウイルス感染症対策について

3月17日(木)、政府は、北海道への新型コロナウイルスまん延防止等重点措置を3月21日(月)の期限で解除することを決定しました。

これを受け、他の都府県との往来自粛のほか、滝上町内飲食店への営業時間及び酒類提供時間の短縮要請、人数制限も解除されるほか、町独自の対策(行事・会議の中止、延期)も終了しますので、お知らせします。

一方、今後は就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、北海道は、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、感染防止対策の徹底を図るよう北海道全体に協力を呼び掛けています。

町民の皆さまには、今後も以下の感染防止対策の継続をお願いします。

年度末・年度はじめにおける再拡大防止特別対策

◆期 間 3月22日(火)～4月17日(日)

◆対象地域 北海道全域

◆内 容

◆道民及び道内に滞在している方は

・**基本的な感染防止対策※の実践**

※「人と人との距離の確保」、「マスク着用」、「手指消毒」、「換気」

・**体調が悪い時には外出自粛** (発熱・せき・鼻水・のどの痛みなど、いつもと体調が違うと感じる時)

・**症状がある場合は、かかりつけ医や診療・検査医療機関へ相談、受診**

・**感染に不安を感じる方は、北海道の無料検査を実施** (令和4年4月17日まで)

※町立診療所での検査に関する詳細は、裏面をご確認ください。

◆特に外出の場面では

・混雑している場所などではできる限り避けて行動する

・春休みの旅行など他の都府県への移動は、感染防止対策徹底の上、感染リスクの高い行動を控える

◆特に飲食の場面では

・『**黙食※**』の実践 ※短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用

・**感染防止対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える**

・感染防止対策を徹底している飲食店の選択 (北海道飲食店感染防止対策認証店など)

◆事業者の方は

・在宅勤務や時差出勤による接触機会の低減策の推進

・入社、人事異動、転勤など人の入れ替わりを踏まえた感染防止対策の徹底

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部 (保健福祉課) ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください。

国保診療所における新型コロナウイルス感染症検査について

令和4年3月22日

感染に不安を感じ PCR 検査を受けたい方

感染に不安を感じ PCR 検査を受けたい方の検査は、下記の通り実施しております。

検査費用については、令和4年4月15日(金)までは、無料となっております。

記

申込み方法 必ず、検査を希望する日の前日、午後4時まで電話予約をしてください。

検査日時 ・平日(月曜日から金曜日まで)
・検査時間については、お申込のお電話の際に、お知らせいたします。

※ いずれも先着順ですが、救急患者の受入状況や検査が午後の場合には、午前中の診療状況等により、長時間お待たせすること、また、急遽キャンセルさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

検査方法 ドライブスルー方式 【到着時に電話連絡をお願いします。】
(感染外来入口 診療所に向かって左側の駐車場で検体採取いたしますので、可能な限り自家用車でお越し下さい。)

検査費用 令和4年4月15日(金)までは、無料となっております。
※ 北海道で行っている感染拡大傾向時の一般検査事業期間が3月21日(月)から4月17日(日)まで延長されました。
町立診療所での無料検査は、平日実施のため、4月15日(金)までとなります。

問合せ先 滝上町国民健康保険診療所
TEL 0158-29-2220